

奈良県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤山 龍雄	北葛城郡広陵町大字南郷一七
〃	西井 亮治	〃 大字三吉一七四五―二
〃	岡本 友幸	〃 大字南郷一二二四
〃	藤山 久男	〃 一六四―三
〃	藤山 博	〃 一七八
〃	西田 裕夫	〃 一〇四二
〃	長谷川 秀晃	〃 一二五九
〃	吉岡 元男	〃 一二二五
〃	藤田 勝美	〃 一一三九
〃	松井 宣之	〃 八七八―二
〃	黒松 定夫	〃 大字古寺五九〇―二
〃	村田 正廣	〃 三九九
〃	新谷 元信	〃 五七八
〃	武村 禎茨	〃 大字三吉一七九八―三
〃	松山 勝	〃 大字古寺三〇五
監事	阿部 恵蔵	〃 大字南郷三二五―三
〃	松井 康次	〃 八七八
〃	畑守 章	〃 大字三吉一七六〇―二
〃	村田 善廣	〃 大字古寺五八九―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	武村 禎茨	北葛城郡広陵町大字三吉一七九八―三
〃	藤山 龍雄	〃 大字南郷一七
〃	中川 恵章	〃 四七六―二

村田	畑守	松井	監事 阿部	和田	井上	松山	新谷	村田	松井	藤田	堀田	長谷川	西田	池田	藤山
善廣	章	康次	恵蔵	博文	裕行	勝	元信	正廣	宣之	勝美	義玄	秀晃	裕夫	忠一	久男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字古寺五八九―六	大字三吉一七六〇―一二	〃 八七八	大字南郷三二五―三	大字古寺四二二	大字三吉一七四八―一	〃 三〇五	〃 五七八	大字古寺三九九	〃 八七八―二	〃 一一三九	〃 一二四四―一	〃 一二五九	〃 一〇四二	〃 九一〇	〃 一六四―三